賃金要件と 資格等手当要件



創設の背景・趣旨

令和4年度まで生産性を向上させた事業主に対して助成額の加算を行っていましたが、 令和5年度から従来の<u>「生産性要件」を廃止</u>し、代わりに「賃金要件」及び「資格等手当要件」 により助成額の加算が行われることとなりました。

要件を満たした場合、別途申請により、追加で受給することができます。



毎月、決まって支払われる賃金(基本給及び諸手当)について、<u>訓練終了日の翌日から起算して1年以内に、5%以上増加させること</u>が要件です。

なお、賃金が5%以上増加していることについては、対象労働者ごとに、賃金改定後3ヶ月間の賃金総額と、改定前3ヶ月間の賃金総額を比較して、<u>すべての対象労働者の賃金が5%以上</u>増加していることが必要です。

資格等手当要件

資格等手当(毎月決まって支払われる手当)の支払いについて、就業規則、労働協約または 労働協約等に規定した上で、<u>訓練終了後の翌日から起算して1年以内に全ての労働者に対して</u> 実際に当該手当を支払い、**賃金を3%以上増加**させていることが要件です。

なお、資格等手当の支払いにより賃金が3%以上増加していることについては、対象労働者 ごとに資格等手当支払い後の3ヶ月間と、資格等手当支払い前3ヶ月間の賃金総額を比較して、 <u>すべての対象労働者の賃金が**3%以上増加**</u>していることが必要です。

支給申請期限

すべての対象労働者に対して、要件を満たす賃金または資格等手当を<u>3ヶ月間継続して支払った日の翌日から起算して5カ月以内</u>に、割増助成分別途、申請することが必要です。

賃金要件と資格等手当要件について

- ◆ 加算対象となるコースや加算率・加算額については、各コースのパンフレット等にて ご確認ください。
- ◆ 制度導入助成である教育訓練休暇等付与コース及び人への投資コース(長期教育訓練休暇制度/短時間勤務等制度)における賃金要件・資格等手当要件は、上記の要件とは異なります.
- ◆ 毎月決まって支払われる賃金や資格等手当の支払後、合理的な理由なく当該賃金や手 当を引き下げる場合等は加算の対象にはなりません。